

京都市告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により、利便施設協定を締結したので、同法第48条の21第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年2月21日

京都市長 門川 大作

1 利便施設協定の名称

一般府道梅津東山七条線における道路外利便施設に関する協定書

2 協定利便施設の名称及びその所在地

名 称 一般府道梅津東山七条線歩行者用通路

所在地 京都市下京区観喜寺町3番14, 3番23, 3番7

京都市下京区朱雀正会町1番28

3 利便施設協定の有効期間

当該利便施設の供用開始日から供用を廃止するまでの期間

4 利便施設協定の写しの閲覧の場所

京都市建設局土木管理部南部土木事務所

京都市南区東九条下殿田町70-2

(建設局道路建設部道路建設課)